

令和2年度 地方議会セミナー研修報告書

受講報告者 倉田 博之

1. 研修期間

令和2年11月10日

2. 研修会場

京都テルサ

〒601-8047 京都府京都市南区東九条下段田町 70 ☎075-92-3400

3. 研修項目

第一部：適正な議員定数の決定手法を考える

第二部：適正な議員報酬の決定手法を考える

4. 講師

廣瀬 和彦 先生

※全国市議会議長会法制参事，明治大学政治経済学部講師

5. 研修の目的

高山市議会「議員定数及び報酬に関する特別委員会」において、進め方の方向性の模索と確認。今後の議論の在り方についての研究。

6. 研修内容

※別紙資料参照

7. 概要と考察

《定数について》

- ・ 地方分権が進み、地方議会の責務や守備範囲は飛躍的に広がった
- ・ 地方公共団体の業務も増大しているが、行政改革の名のもとに職員数の削減や行政コストの低減化のみが成果として叫ばれる
- ・ 行政改革の本来の意義は市民の満足度や幸福感の増大であるはずであり、本質が取り違えられているのが現状だが、さらに、議会に対しても間違った認識の基準が当てはめられる場合が多いのは大変残念に思う
- ・ 議会はもともと行政ではなく行政を監視する機関であり、多様な市民の考え

- や思いを公の場（議場）で表現し議論して決定する機関
- ・従って行政改革の数的理論を当てはめること自体が、定数決定の考えを歪めてしまうことにまず自分たちが気づかなければならない
 - ・あえて行政改革理論を当てはめても大きな矛盾が生じる
 - ・市民と行政の距離が広がった分だけ、そこを埋められるのは議会でしかない
 - ・正職員数は減ったかもしれないが、嘱託職員・会計年度任用職員・パート職員などがその仕事を保管している。議員の仕事でそれは可能か
 - ・市の直営施設は指定管理や委託が大きく進んだ。議員の仕事は他人に発注できる仕事か
 - ・H23年～H30年までの全国の市議会議員定数は約10%減。高山市議会は33.3%減
 - ・議会事務局員数は12.5%減（8人→7人：平成30年度から）
 - ・議会は二元代表制の一翼としての意思決定機関であり、一翼を担えるだけの人的体制の確保は重要
 - ・十分な議会機能を発揮するためにどれだけの定員が必要なのか
 - ・市民アンケートは、市民が議会の活動、役割や責任について、具体的に把握できていない状況下では抽象論に終始してしまう恐れがあることから、市民へのアンケート調査の実施については十分検討すべきである
 - ・限られた人たちの意見を丸飲みするべきではなく、自分たちの頭で考えるべき事案
 - ・議員間討論が機能する定員数の割り出しが、最も大切で妥当な決定の手法
 - ・議員間討論が最も現実的に効果的に行なわれるのは委員会
 - ・定数を導き出すのにはいくつかの手法があることを研修した。新たな発見があった
 - ・それぞれ一長一短があるが、絶対やってはいけない手法は類似都市との比較方式。定数を削減するのが前提であり、どれくらい減らしておけばいいのかという話でしかない。一つが減らすと平均が下がる。平均が下がるとまたしても他市より多い定数になる。そうするとまた定員を減らさなければならぬ。どこまでいってもその繰り返し。議会機能からの根拠は何もない
 - ・最も妥当な手法は委員会定数と委員会数から割り出す方法
 - ・それに、面積勘案手法を加味して決定するべきだと自分は考えた
 - ・ただし、今より議員定数が増えることとなる。それは成り手不足の面からも議会の質の低下につながる可能性がある。
 - ・本来の機能を十分に果たすためにはもっと多い定数だが、現状の24人で頑張るしかないという気持ちもある。少数精鋭であれば今より少なくとも機能を果たせないことはないかもしれない。しかしながら、選挙において少数精

鋭を具現化することは不可能だとは、どの専門家も言われること。悲しい現実だが、議員を選ぶのは議会ではなく、任命権者の市民だと受け止めて、リスクヘッジの上での定数でなければならない。でないと、少なくとも一期4年間は、市民にとって空白のものになってしまう

《報酬について》

- ・ 地方分権が進み、地方議会の責務や守備範囲は飛躍的に広がった
- ・ 議員報酬は、一般の報酬の概念の他、職務と責任に応じて与えられる歳費的性質も併せ持っている
- ・ 諸外国の議会の権限に比べ、日本の議会の権限（＝責任）ははるかに大きい
- ・ 主権在民を最も如実に具現しているのが議会
- ・ 市議会と県議会の議員報酬の差は大きい、仕事の量はそんなに変わらない
- ・ 県議会の議員報酬であれば専門しやすいデータはある（10%程度）が、4年に一度失職の可能性の不安定さはいかんともしがたい
- ・ 町村議会議員の専門化は極端に低く、専門と報酬との関係性は明白
- ・ 若い世代の議員が少ないのは、専門では生活が成り立たず、兼業とするには議員の仕事がハード過ぎるから
- ・ 議員の成り手問題が浮上している。選挙の競争率と報酬はある程度比例しているデータがある
- ・ 市民アンケートは、市民が議会の活動、役割や責任について、具体的に把握できていない状況下では抽象論に終始してしまう恐れがあることから、市民へのアンケート調査の実施については十分検討すべきである
- ・ 成果報酬はそぐわない。採用した自治体も取り止めた。成果を客観的に見る基準は人それぞれ。選挙で評価することが最適の判断
- ・ 議員報酬を考える留意点
 - ① 住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職
 - ② 一般職の事務職員とは異なり、任期は4年しか保証されていない
 - ③ 固有の年金や社会保障制度はない
 - ④ 退職金は無い
 - ⑤ 議員は対外的に職業として認識されない（信頼度低く住宅ローンなどNG）
- ・ 議員報酬の決定要因
 - ① 議会活動状況
 - ② 財政状況
 - ③ 住民所得水準
 - ④ 類似団体との比較均衡⇒横並びは意味がない
 - ⑤ 世論の動向⇒議会の役割と必要性や重要性を理解した世論なのか

・議員報酬算定の基準方式

- ①市政への貢献度をもとに決定していく考え方
 - ◇評価の基準をどうするか（妥当なものとなりうるか）
 - ◇貢献度の指数化は可能なのか（妥当なものとなりうるか）
- ②執行部職員の給与を基準とする考え方
 - ◇土山教授：議員定数と同数の市長以下上位者の平均を参考にする
 - ◇江藤教授：活動日数・時間を算定し首長の給与から割り出す
 - ◇元総務省幹部：行政執行部特別職に準拠して算定する
 - ◇廣瀬講師：少なくとも一般職最高級（部長・局長）と同等
 - ◇福岡市：議長報酬≒副市長給与
 - ◇行田市：正副委員長役職加算
- ③国会議員の歳費を基準とする考え方
 - ◇国会議員の歳費は一般職の国家公務員の最高給与額より少なくない額
→市町村に当てはめると部長級の最高額より少なくない額
- ④日当制を根拠に算出する方法
 - ◇議員の活動日数・時間を明確に切り取ることができない
→そぐわない。可児市は取り止め
- ⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方
 - ◇議長は市長と並ぶ二元代表の長。共に住民に対し政治責任を負う地位
 - ◇財政事情・住民所得水準など考慮されて市長給与が決定されているはず
- ⑥比較方式
 - ◇横並びは意味がない
- ⑦議会費の割合を一定とし算出する方式
 - ◇平均的な予算額の一定パーセンテージを元に定数と報酬を決定する

今後、講義の内容と講義を受けた議員の考察をもとに、特別委員会など議会内での議論と検討に発展させていく。